

事業参加の主な要件

必ず、募集要領にて詳細をご確認下さい。



【農業法人等の要件】

- ① 概ね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
- ② 農業経験5年以上の役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと。また、応募申請時の研修計画（「農業をはじめる」に研修計画を申請者自ら登録すること）に基づき、就業や独立就農に係る研修を年間概ね300時間以上行うこと。なお、独立就農志向者の場合、研修計画に経営ノウハウに係る内容を記載し、研修すること。
- ③ 新規雇用就農者との間で、期間の定めのない正社員契約（独立就農希望は有期雇用契約でも可）を結び、雇用保険、労働者災害補償保険、法人の場合は社会保険（健康保険、厚生年金）にも加入させること。
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。（障がい者の場合は、20時間以上）
- ⑤ 労働基準法に準拠した休憩、休日及び有給休暇を雇用契約書等に規定すること。
- ⑥ 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年内に新たに取り組むこと。
 - A) 年間総労働時間（所定労働時間・残業時間の合計）を2445時間以内とすることを規定。
 - B) 経営理念、人事評価制度、賃金テーブルの整備。
 - C) 従業員の働きやすい就業施設の整備（従業員専用の男女別トイレ、休憩所、更衣室、浴室等）
- ⑦ 過去5ヶ年に雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業での定着率が50%以上であること。

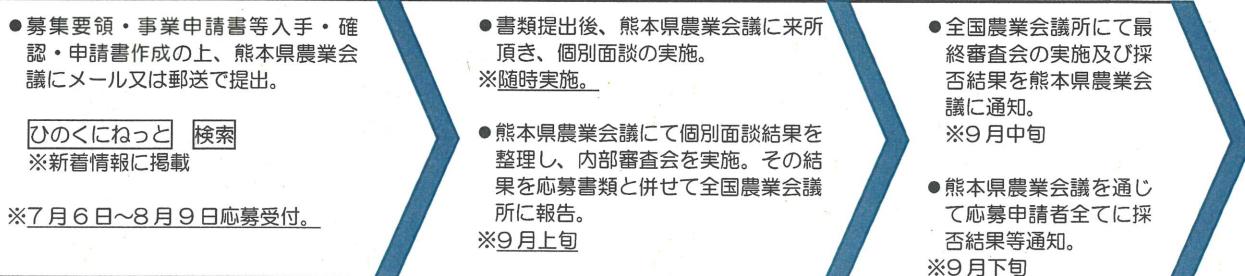


【新規雇用就農者の要件】

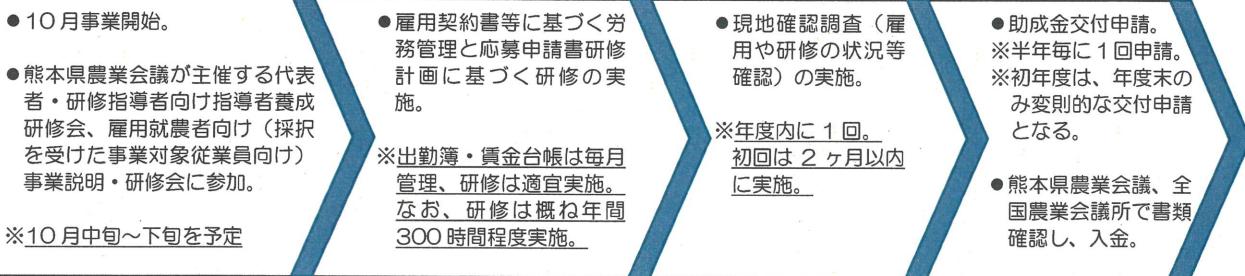
- ① 支援終了後も就業を継続又は独立する強い意志があり、採用日時点で年齢が50歳未満の者。
- ② 過去の農業経験が採用日時点で5年以内であること。
- ③ 新規雇用就農者が代表者の3親等以内の親族でないこと。ただし、親族以外の雇用条件が同等の従業員がいる場合、この限りでない。
- ④ 過去、就農準備資金、農業次世代人材投資資金準備型の研修を受けていないこと。県立農大で準備型を受けていた方の移行や耕種→畜種の研修以降は可。

応募から採択後の流れ

（応募申請から採択までの主な流れ）



（採択から助成金入金までの主な流れ）



お問い合わせ先

（一社）熊本県農業会議 岩崎・今村・出田
〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18-1 TEL096-384-3333、FAX096-385-1468、E-mail : 43koyousyuunou@nca.or.jp

※募集要領・応募申請様式の入手 ひのくにねっと 検索 又は 全国新規就農相談センター 雇用就農資金 検索

※応募申請は、①HPの専用応募様式フォームの入力・送信、②Excelの応募様式入力・メール添付送信、③手書き・郵送提出のいずれかで受付していますが、①での応募申請を推奨致します。